

Title	高野麻子著 『指紋と近代：移動する身体の管理と統治の技法』
Sub Title	
Author	矢野, 久(Yano, Hisashi)
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	2017
Jtitle	三田学会雑誌 (Mita journal of economics). Vol.110, No.3 (2017. 10) ,p.347(143)- 353(149)
JaLC DOI	10.14991/001.20171001-0143
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20171001-0143

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.



高野麻子著

『指紋と近代——移動する身体の管理
と統治の技法』

みすず書房，2016 年 2 月，xxii + 265 頁

評者：矢野 久*

現在，監視社会化で問題になっているのは個人の「生体認証技術」であることは疑いのないところであろう。本書の著者高野麻子はこの個人の生体を認証する技術の草分け的存在である指紋法の生成と展開を考察する。

指紋法の技術的特徴は，個人の生体を分類・検索・管理することを可能にした点にあり，指紋法でなければ解決できない「問題」とは，浮浪者，犯罪者，過酷な労働環境から逃げ出す労働者，国境を越えて移動する移民など「移動する身体」の把握と管理である。国民国家や植民地統治者が主体となって統治の技法として適用することで指紋法が誕生した。

高野のいう「歴史社会的」観点であろうと歴史学的観点からであろうと，本書は，この 19 世紀末に誕生した指紋法をどのように歴史的に位置づけるのか。本書のタイトルが示すように，高野は「近代」を，国家権力が定住しない人びとの移動を前近代的なもの，野蛮で未熟なものとして取り締まりの対象にしてきたものと把握している。近代が掲げた移動の自由の一方で，定住を基盤とした統治は相互補完的な関係にある。

しかしその一方で高野は，指紋法によって移動する身体の管理をおこなう統治の技法が国民国家

と植民地支配の時代に成立し展開したことを「近代的統治」だとする。ここで注目すべきは，近代と，国民国家の変容と植民地支配の時代との〈時間的〉差異である。この時間的差異は実は極めて重要である。

☆ ☆

本書の構成は以下の通りである。

序章「指紋をめぐる問い」

第 1 章「指紋法」誕生の軌跡——イギリス帝国のネットワークと移動する身体という『課題』

第 2 章「指紋法の伝播——イギリス帝国から日本帝国へ」

第 3 章「満洲国の理想と現実——建国当初の指紋登録をめぐる動き」

第 4 章「労働者指紋登録の開始——労働者移動と格闘する時代へ」

第 5 章「労働者管理から国民登録へ——国民手帳法という結末の意味」

第 6 章「警察制度改革と拡大する指紋——警察指紋・国民指紋法・県民指紋登録」

第 7 章「戦後日本の再編と指紋——戸籍法・住民登録・外国人登録法」

終章「生体認証技術の現在を考えるために」

高野は指紋法の起源をたどり，19 世紀末イギリス植民地のインドから考察を始め（第 1 章），続いて日本帝国へと考察の対象を移動させ（第 2 章），日本の植民地である満洲国に目を転じ（第 3 章から第 5 章），さらに戦後日本を対象にして（第 6 章，第 7 章），結論的考察にいたる。高野は指紋法の構想段階と指紋法の実現を峻別して，両者を丁寧に考察していく。

第 1 章では指紋法の誕生の地，イギリス帝国のインド統治から考察を始める。そこではインド土着の人びとの放浪や犯罪などの「移動性」から生じる「理解不可能性」（8 頁）が問題となっており，

* 慶應義塾大学名誉教授

定住のための技術として個人認証技術が誕生したとする。

1880年代にフランス行刑制度で採用され、外国人居住者の登録にも適用されていた人体測定法のもつ技術的問題を克服したのが、イギリス帝国とインド植民地である。高野は、指紋法による犯罪者同定システムを「近代という文脈」(50頁)のもとで生成したとみなす。ここで高野のいう近代とは時代的には、高野が前近代との対比で捉えた近代ではなく、帝国主義と植民地支配の時代の近代である。

指紋法の「伝播」に注目する高野は続く第2章で、イギリス帝国から日本帝国へと研究対象を移す。問題視された人びとに限定されていた指紋登録を広く〈国民に適用する〉ことが構想されたことが明らかとなる。世界ではじめての構想であり、構想という観点からみれば、実際には指紋法は1907年刑法改正に続いて08年に指紋法が監獄の収監者に対して実施されたように、監獄の収監者への指紋登録で日本での指紋法の採用が始まった。

伝播という意味を超えたもう一つの意味は、指紋法が監獄から社会に出て採用されたことである。日本本国ではなく、満鉄支配下の撫順炭鉱での労務管理で指紋登録が採用された(1924年)。把頭(請負人)の採炭華工の争奪と高賃金を求める労働者の移動を把握し、抑止することが、その目的であった。高野は、撫順炭鉱の労働者が監獄の収監者と同等視されたという意味で伝播として位置づけていると思われる。

第3章では満洲国建国当初における指紋登録の動向を扱う。指紋登録は犯罪者などに限定しない。一方で「身分登録法」に関連して全住民統治において実施され、他方で労働者管理において、身分証明書の発行と常時携帯が義務化された。

公布されなかった労働者指紋管理法案(1934年)から明らかになるのは、構想としては、労働者の管理のみならず、労働力需給調整・治安対策への

効果を求めて、「労働者の国民的統制方策実行のため」全満労働者を対象とする指紋登録をめざすものであった。

この構想が実現に向かうのは、日中戦争勃発による満洲国の労働力不足が原因であった。第4章では高野は日中戦争開始後の指紋登録の展開を考察する。ここでも労働者管理と住民統治の両方で展開する。前者については、労働行政の中心として設立された「満洲劳工協会」により、警察指紋と労働者指紋を統合することで共産主義、防犯、犯罪捜査に利用する旨が明示された。後者の住民統治では、身分証となる労働票を携帯させ、労働票と本人を指紋によって結びつけた「移動から定住へ」の移行を目的として、指紋登録は、労働力の引き抜きや争奪を防止するために重要な役割を担った。

第5章では、高野は満洲国の住民の統治と労働力管理双方における実践を扱うが、1940年代にさらなる労働力不足に直面した満洲国において、労働者登録が「国民手帳法」(43年公布、44年1月施行)へと吸収されていくプロセスを明らかにする。高野は満洲国の住民の統治と労働力統治双方における実践を扱う。

住民把握に関しては、「国民」の把握と同時に満洲国の全「住民」の把握をめざしつつも、定住を希望しない者には登録を強制せず、労働者不足の深刻化を防ごうとした。満洲国内の労働力に関しては、1941年11月の労務新体制により、領土内の「国民」を強制的に労働力として動員した。満洲劳工協会に代わって設立された労務行政機関である「労務興国会」が実施した。国民の指紋登録、国民手帳の携帯という構想が登場したが、実際には全国民を対象とした指紋登録は実施されなかった。

こうして「国民手帳法」は、国民登録と労働者管理を一体化させるシステムとして構築され、指紋登録と労働票の発給による労働者管理が国民手

帳法に吸収された。

このように高野は、暫定民籍法によって本籍地を登録することにはじまり、一時的な居所の移動を寄留法で補完し、さらに指紋登録をともなう国民手帳の常時携帯へと展開していく一連のプロセスを明らかにした。この功績は大きい。高野はこのプロセスが「定住にもとづく統治の限界」を意味していたとみなす。この限界の意味を高野は詳らかにしてはいないが、ここにあるのは、外国人労働者としての中国人労働者を含めて満洲国住民の差異化を踏まえた〈同化〉のプロセスである。

第6章では、主として、戦後直後の日本での指紋法をめぐる問題を考察する。まずもって重要な点は、戦後日本で指紋関係に携わっていたのは渡満組であったということである。戦後日本の警察指紋制度においては、禁固刑以上の犯罪者に限定されていた指紋採取は、1953年の再度の抜本的な制度改革により、その範囲が拡大し、逮捕された被疑者すべてを対象とした。その一方で、警察主導で「全国民」の指紋登録の構想も生まれ、帝銀事件を機に「指紋の国民登録問題」が警視庁を中心に取り上げられ、⁽¹⁾下山事件などの事件発生に絡んで、共産主義勢力の摘発を視野に国民の指紋登録が注目された。警察の指紋制度が軌道に乗るのは53年以降である。

高野は、戦後日本の指紋法をめぐる動きを次のように表現する。指紋法を生み出した「近代に通底する暴力の層」が、「敗戦、占領、民主化、冷戦といった新たな時代のうねりと満洲国での経験

を背景に、社会の表層へといっきに現われ出た」(156頁)。

戦後日本の「再編」過程における指紋のあり方を考察するのが第7章の課題である。問題とするのは、戸籍・住民登録・外国人登録の制度化である。日本人には戸籍法が身分登録制度として残されたことで、実際の居住関係を把握するために1951年「住民登録法」が制度化された。注目すべきは、住民登録法の構想段階では、幽霊人口の防止、身元不明の変死者の確認、逮捕された被疑者の本人確認、さらに犯罪被疑者や共産主義者の摘発への利用も視野に入れて、住民登録は外国人を含む国内の全住民を対象とし、かつ指紋押捺を必要とみなしていた点である。しかし実際には、外国人は住民登録制度の対象から外され、戸籍をもつ日本国民だけに限定された。また指紋押捺は、予算のみならず、戦争動員に向けた下準備あるいは基本的人権の侵害の可能性という疑念から排された。

外国人に対しては、外国人登録法(外登法)により、外国人の身分関係と居住関係の登録が一括して制度化され、1955年から指紋押捺、外国人登録証明書の常時携帯が義務化された。高野は、かつての日本帝国とその植民地主義が忘却され、「正常」な日本へと回帰すると同時に、外登法の指紋押捺が在日にとっては抑圧や差別の象徴であり、日本の植民地主義の継続を象徴するものとみなす。

戦後日本における統治と指紋登録の問題を扱った高野は次のように総括する。「領土内の全住民を指紋によって『正確』かつ『完璧』に把握するという構想は、国民国家に通底する『理想的』な統治のあり方であり、統治者の『夢』でもあった」(217頁)。その意味では指紋登録が外国人に限定されたことは、この構想の挫折を意味する。

終章で高野は生体認証技術の〈現在〉を考察する。

高野はこの終章で、人の移動が生み出す予測・把握不可能性を指紋法によって可能化すること、その延長線上でジグムント・バウマンが「監視社

(1) 1937年に「指紋の社会的応用」と題する論文を発表していた古畑種基(東大医科学研究室)も、指紋の全国組織ができてはじめて文明的な防犯体制になると主張した。高野『指紋と近代』、165頁。高野はこの古畑の37年論文が満洲国での指紋問題にどのような影響を与えていたのかについてはまったく言及していない。

会」に関する議論で秩序形成＝秩序化の延長線上にホロコーストを想定していたことに言及する。また高野は工業社会からリスク社会への移行（ウルリヒ・ベック）に依拠して、「不安」が「安心」への衝動をかきたてるリスクマネジメントに言及し、秩序化の実践として指紋法を位置づける。人手・資金・時間・場所を要するにもかかわらず、全住民を対象とした指紋登録構想が日本にあったとして、戸籍簿への採用の構想、国民管理制度としての満洲国での指紋法、戦後日本における国民指紋法構想と県民指紋登録、住民登録法の指紋押捺の検討を確認する。つまりは住民の「完全なる」把握、統治の及ばない外部の消滅をめざすものであったとみる。

高野は最後に（現在）の問題としての「監視社会化」を検討する。グローバル化時代の現在では、生体認証技術の適用は個人の日常生活に大きな影響を及ぼし、一国内の問題を超えてしまっており、プライバシー保護、セキュリティや安心、安心感がイシューとなっていることを確認する。

☆ ☆

以上、本書の内容をまとめたが、このまとめそれ自体が本書の存在意義を如実に示すものである。各章はもの見事にすべて4つの節からなり、ほぼ同じ分量で叙述されている。読者が疲れるくらいのところで各章各節が終了し、問題の所在に感銘し、次の新たなイシューに移る。指紋法が結局は、現在進行している身近な「監視社会化」の問題と直結していることを最後に確認することで、読者は本書に感銘することになる。その意味では本書の出版は刺激的な役割を果たしたことは疑いない。

刺激的であることによって、なおさら、本書の弱点が浮き上がってくることも否みがたい。第一に、高野は国民国家の変容期、帝国主義の植民地支配の時代を扱っていることを自覚し、この時代における統治の技法としての指紋法を「近代的統

治」とみなしている。この時代を18世紀から19世紀にかけての「近代」と区別して〈現代〉と表現するとすれば、「近代的統治」を「近代的統治」に還元しているところに高野の議論の特徴がある。

本書のタイトルが示すように「近代」概念が決定的に重要である。指紋による個人の「同定」は近代のメルクマールとして位置づけられている。しかし近代は、個人の自由、財産の保障という側面と、高野が扱う指紋法が関連する規律化としての側面がある。近代は両側面のダイナミックな過程であり、しかも、規律化も国民国家の変容と共に、19世紀後半には「予防措置」という新たな展開を示しており、この転換を近代に一括りにすることは問題であろう。

「移動する身体の管理」の技法という観点からすれば、犯罪者、浮浪の民をどうするのかは18世紀から19世紀の「近代」における喫緊の問題の一つであった。しかも近代的統治の問題であったが、近代に固有であったわけではない。それ以前から存在していた。とりわけ、「遅れた近代」とされるプロイセンでは「善き統治」たる〈Polizey〉の課題であった。近代化を警察の近代化⁽²⁾としてみるとすれば、近代警察の課題は何か。

国民国家の変容、帝国主義、植民地支配における指紋法の誕生と展開を、より一般的な統治という観点から眺めることが重要となる。ドイツの例でいえば、19世紀末、エルベ以東から特に鉦山労働力として大量の労働者が移動してきた。民族としてはポーランド人であった彼らは労働者・社会下層としてルール工業地帯で底辺層を形成し、そこにおいて自分たちの生活世界を形成した。彼らだけでなく、ルール工業地帯の内部で労働者の頻繁な移動が確認できる。ポーランド人を含めて

(2) 矢野久「ドイツ近代プロイセン警察からナチ警察へ——〈現代化〉の先取り？——」大日方純夫・林田敏子編『近代ヨーロッパの探求警察』（ミネルヴァ書房、2012年）。

労働者・社会下層をどう統治するかはプロイセンにとって焦眉の問題であった。盗賊や常習犯罪者に対する指紋法の導入はあったが、労働者・社会下層をどのように統治するのか。ポーランド人に対しては政治的活動への危惧から、政治警察の課題とされたが、それも簡単ではなかった。移動する身体の管理という近代化の過程で展開された統治の手段では不可能となり、統治の技法それ自体の変化が要請され、警察権力にとって労働者・社会下層の生活世界へ入りこむことが肝要となった。この生活世界への介入も困難を極めるものであった。統治の技法それ自体が変化し、その手段の歴史的な変化をみると、近代自体が歴史的に変化してきていることがみえてくるだろう。

時間性と空間性というこの二つの認識が本書には欠如し、近代一般にすべてを帰しているところに問題があろう。「近代的統治の技法」としての指紋法から監視社会化をも眺めることによって、すべてが「近代」と同等視されてしまっているのではないか。予防措置が「現代化」とすれば、現在進行中の技術手段の独り歩き、言い換えれば手段＝道具の中心化は、現代化でもなく「現在化」ではないか。この現在の孕む問題性を認識するには、新たな方法が必要とされているように思われる。

第二に、以上は時間軸による区別であるが、近代のもつ時間性とならんで国による差異（空間性、地域性）も同様に重要である。高野が示したように、住民登録の構想段階では、居住する全住民を登録の対象とし、かつ指紋押捺を適用しようとした。最終的には戸籍保持者に限定したが、この全住民の個人の「同定」の構想から浮き彫りになるのは、在日韓国・朝鮮人に対する指紋押捺は植民地主義の継続に限定されるわけではないことである。実施された外国人限定の指紋押捺制度は、批判する側の考えからすれば、植民地主義の継続である。しかし構想からすれば、植民地主義の継続とは異なる位相をもつものであり、「理想的」な統治という全住民の指紋登録の構想はいったい何を

目的としたものであったのか、本書はむしろそこを掘り下げるべきではなかったか。

そもそも全住民の指紋登録による統治の技法は決して国民国家一般の理想＝夢ではなく、むしろ日本の国家権力がめざした統治のあり方であった。日本がめざした統治の理想は近代の産物でも近代の特徴でもなく、むしろ現代の「先取り」であると同時に現代のめざす方向性ではないか。

もっと根源的なところに問題の核をみるべきだろう。〈近代〉を個人の自由と安全の確保の両方から構成されるものとすれば、この戦後日本における構想は前者の個人の自由を否定し、後者の安全の確保に限定するものである。しかもこの安全は歴史的には「個人の安全」と「国家の安全」の両方からなる。評者は〈現代〉を「国家の安全」に優位をおくものと把握すべきであると考えているが、戦後日本は「国家の安全」に優位をおき、それによって「個人の安全」を保障しようとした。戦後日本が構想したものは〈近代〉ではなくまさに〈現代〉ではないか。

第三は、移動する身体の統治の延長線上にホロコーストを指定することの問題性である。移動する身体の統治とホロコーストとの間に存在するものが、現代的統治を考える上で重要となる。換言すれば、統治のあり方の問題である。そこには二つの異なる問題がある。

一つは、犯罪者や浮浪民などを統治の対象にすることと、人びと自体を統治の対象にすることとの間に存在するものである。指紋法という統治の技法を犯罪者や浮浪民に限定することから、その他一般の人びとにまで拡大し、個人の「同定」に全面的に拡大することへは飛躍があった。そこにはどのような論理があったのか。近代化の過程で重視されたのは前者である。後者は近代の「宥容」によって導入されたといえるのか。歴史的にみれば、近代化の過程で国民国家を越えてはじめて導入されたのではなく、日本帝国と戦後日本において構想され、部分的に実現されたものである。

もう一つは「同定」のもつ二つの戦略、「同化」と「異化」である。ホロコーストはユダヤ人など排斥の対象者の同定と彼・彼女らの殺害を意味した。そこでは「同化」ではなく「異化」による排除が展開していた。この過程で「異化」の対象者に指紋による統治の技法が適用された。一方、日本の植民地支配では「同化」による民族性の排除が展開された。人も殺害されたが、ホロコーストのような体系的な殺害ではなかった。しかしながら、日本の植民地支配では人びとの統治において指紋技法が適用されたということに特徴があった。監獄や収容所など「閉じられた世界」で適用された統治の技法が社会一般へと適用されたところに日本の植民地支配の特徴があった。ホロコーストとは異なる形での統治の仕方が展開したのである。ここで展開された秩序化はホロコーストとは異なる秩序化であった。考えようによっては、この方がはるかに徹底した秩序化だったのかもしれない。

人びとを「同胞」と「共同体異分子」に区別・差別化し、後者を徹底的に「同定」の対象として管理・統治すること。これと、全住民を管理・統治の対象として「同定」すること。この違いに注目する必要がある。「現在」において進行する「監視化」、「監視社会化」は前者なのか後者なのか。「異化」による他者排除は、同胞をこの共同体異分子の排除操作の主体に巻き込むことで秩序をもたらす。それに対して後者は、全面的同化による安全の確保と安心感の獲得をめざすものであった。「現在」進行している「監視社会化」は実際には両者の混合するダイナミックな動きを示しているといえよう。本書の議論はこのダイナミズムを捉えることができているのか。

第四に、高野は第6章の後半で、住民の自発的

な取り組みとして20年間県民指紋登録を実施した愛知県を取り上げた。中学校で指紋採取が問題化して反対運動が展開するに至るが、高野はカメラマンと『社会新報』記者の学校取材ならびに警察も巻き込んだ事件に注目し、1970年に県民指紋登録、大規模な住民の指紋登録も終焉した過程を叙述する。この事態は、69年における、メディアを含む公共圏のあり方と権力の対応との関連がいかに重要であるかを物語る。現在では逆に反対派がバッシングを受けることになりうる。この想定されうる現在との違いはどこからくるのか、この問題は実は重要な論点、すなわち、公共圏のあり方と権力の対応との関連という政治文化に関わる問題を含んでいる。残念ながら本書にはこれに迫る発想それ自体が欠落しており、単なる事実の叙述にとどまっている。

最後に、統治の「技法」から社会全体を眺めることは研究方法として一つのやり方ではあろう。高野は指紋法による身体管理の歴史の変遷は現在の身体をめぐる状況を分析する上での「第一歩」(232頁)とみなす。しかしそれが成功するかどうかは、どのような方法論でもって接近するのかが極めて重要となろう。

統治対象としての土着のインド人は近代以前の放浪する民であり、その一方で統治主体は近代一般ではなく、植民地時代の統治者たるイギリス帝国である。高野は近代的統治の主体として国家権力を考察の対象にしたのであって、統治の対象である人びとを考察したわけではない。その後の章においても、指紋登録の対象となった人びとの具体的な姿を高野は叙述したわけではない。その一方で、高野は秩序維持を担う権力側の暴力、とりわけ指紋法という重要な側面を浮き彫りにした。しかしながら、統治とは人びとと権力との間の「関係」において展開されるものである。歴史社会学であろうと歴史学であろうと、解明されるべき対象と接近の仕方はそれほど大差があるとは思われない。統治の技法の歴史は、人びとと権力の関係

(3) 矢野久「ナチス・ドイツにおける住民の警察化——日独比較史の観点から——」『三田学会雑誌』102巻4号(2010年1月)。

においてのみダイナミックに捉えられるであろう。

〈近代化〉において喫緊の課題は、犯罪者や都市周辺に浮浪民として流入する群衆など把握できない者をどうするかであったが、19世紀後半以降に変化し、個人の同定化ではなく、生活世界への介入による個人と国家の安全の確保が重要となった。この変化は〈現代化〉とみなしうる。現在進

行中の個人の同定による監視社会化現象は〈現在化〉と特徴づけられる。重要なことは、これら近代化、現代化、現在化の長期のプロセスの中で、個人と国家の安全という観点から統治を俯瞰することであろう。この長期のプロセスの一部に指紋を位置づけることによって、より歴史的かつ現在の観点からの考察が可能となろう。